

多摩ニュータウンの新たな再生方針検討委員会設置要綱

制定 令和 5 年 9 月 6 日

5 都市整多第 7 6 号

改正 令和 5 年 9 月 2 8 日

5 都市整多第 9 0 号

(設置目的)

第 1 条 多摩ニュータウンは、入居開始から 50 年以上が経過し、少子高齢化や施設の老朽化などの課題が顕在化している。これに対し、都は平成 30 年 2 月に「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定し、目指すべき将来像や再生に向けたまちづくり方針を示すとともに、地元市等による取組を技術支援してきた。一方、ガイドライン策定から 5 年が経過し、コロナ禍を契機とした働き方の変化やデジタル化の進展など、社会構造の転換が加速し、各種将来計画等も策定されるなど、多摩ニュータウンを取り巻く環境は大きく変化した。こうした状況を踏まえ、ガイドラインを改訂し、「(仮称)多摩ニュータウンの新たな再生方針」を策定することを目的に、専門的な見地から学識経験者の意見・助言を聴くため、「多摩ニュータウンの新たな再生方針検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、委員の意見・助言を聴取する。

- (1) 多摩ニュータウンの新たな再生方針に関すること。
- (2) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別紙 1 に掲げる委員(委員長を含む。)により構成する。

- 2 委員の任期は、「(仮称)多摩ニュータウンの新たな再生方針」の策定の日までの間とする。
- 3 委員に欠員が生じ、委員会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し補充することができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事を総理する。
- 3 委員長は、必要があるときは、他の学識経験者及び関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

(委員会の公開)

第6条 委員会は、東京都情報公開条例第7条各号に係る案件を取り扱う場合を除き、公開とする。

(議事録及び会議資料)

第7条 会議ごとに議事録を作成することとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン課に置く。

- 2 都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン課が委員会に係る業務を委託する場合において、その受託者は、委員会の庶務を補助できるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月6日から施行する

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する

多摩ニュータウンの新たな再生方針検討委員会 委員名簿

委員長	中村英夫	日本大学理工学部教授
委員	堀江典子	佛教大学社会学部教授
〃	朝日ちさと	東京都立大学都市環境学部教授
〃	清水哲夫	東京都立大学都市環境学部教授
〃		東京都都市整備局次長
〃		東京都政策企画局計画調整部長
〃		東京都子供政策連携室総合推進部長
〃		東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部長
〃		東京都総務局企画担当部長
〃		東京都総務局多摩島しょ振興担当部長
〃		東京都都市整備局企画担当部長
〃		東京都都市整備局都市づくり政策部長
〃		東京都都市整備局まちづくり調整担当部長
〃		東京都都市整備局都市基盤部長
〃		東京都都市整備局地域公共交通担当部長 (多摩ニュータウン事業調整担当部長兼務)
〃		東京都都市整備局市街地整備部長
〃		東京都都市整備局防災都市づくり担当部長
〃		東京都都市整備局多摩ニュータウン事業担当部長
〃		東京都都市整備局局務担当部長
〃		東京都住宅政策本部企画担当部長
〃		東京都住宅政策本部民間住宅施策推進担当部長
〃		東京都住宅政策本部再編利活用推進担当部長
〃		東京都環境局環境政策担当部長
〃		東京都福祉局政策推進担当部長
〃		東京都保健医療局政策推進担当部長
〃		東京都産業労働局企画調整担当部長
〃		東京都建設局企画担当部長
〃		東京都教育庁教育政策担当部長
〃		八王子市副市長
〃		町田市副市長
〃		多摩市副市長
〃		稲城市副市長
〃		独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部多摩・神奈川エリア再生部長
〃		独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部担当部長
〃		東京都住宅供給公社住宅再生推進担当部長